電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令(抄)

(学歴又は資格及び実務の経験の内容)

第一条 電気事業法 (昭和三十九年法律第百七十号。以下「法」という。)第四十四条第二項第一号 の経済産業省令で定める学歴又は資格及び実務の経験は、次の表の上欄に掲げる主任技術者免状の 種類に応じて、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

免状の	学歴又は資格	実務の経験	
種類		実務の内容	経験年数
第一種 電気主 任技術 者免状	一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)若しくはこれと同等以上の教育施設であつて、経済産業大臣が告示で定める基準に適合するものとして認定を受けたものの電気工学に関する学科において、第七条第一項各号の科目を修めて卒業した者(当該科目を修めて同法による大学院を修了した者を含む。)	電圧五万ボルト以 上の電気工作物の 工事、維持又は運 用	卒業前(同法によ る大学院にお経験 年数の二分の一と 卒業後(同法 を 本業後で る大学院に の と な と な と な と な り の に り の に り の に り の に り る と り に り る と り に り る し は り る と り る と り と り と り と り と り と り と り と
	二 一に掲げる者以外の者であつて、第二種電気主任技術者免状の交付を受けているもの	電圧五万ボルト以 上の電気工作物の 工事、維持又は運 用	第二種電気主任技 術者免状の交付を 受けた後五年以上
第二種 電気主 任技術 者免状	一 学校教育法による大学若しくはこれと同等 以上の教育施設であつて、経済産業大臣が告 示で定める基準に適合するものとして認定を 受けたものの電気工学に関する学科におい て、第七条第一項各号の科目を修めて卒業し た者(当該科目を修めて同法による大学院を 修了した者を含む。)	電圧一万ボルト以 上の電気工作物の 工事、維持又は運 用	卒業前(同法によ る大学院にの経験 年数の二分の一と 卒業後(同法い 卒業後(同に る大学院にの経験 る大学院の和が三年 以上
	二 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。以下同じ。)若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設であつて、経済産業大臣が告示で定める基準に適合するものとして認定を受けたものの電気工学に関する学科において、第七条第一項各号の科目を修めて卒業した者(当該科目を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)	電圧一万ボルト以 上の電気工作物の 工事、維持又は運 用	卒業前(同法によ 専門職大学の前 期課程においては 修了前)の二分の一と参 業後の一とる 専門職大学の 専門職大学の は大学の は大学の はおいては 専門職大いの はおいては がない がない がない がない はい を を を を を を を を を を の の の の の の の に の に の が の に の に が の に の に が の に の に が の に の の に に の に に に に に に に に に に に に に
	三 一及び二に掲げる者以外の者であつて、第 三種電気主任技術者免状の交付を受けているも の	電圧一万ボルト以 上の電気工作物の 工事、維持又は運 用	第三種電気主任技 術者免状の交付を 受けた後五年以上

第三種 電気技術 者免状	一 学校教育法による大学若しくはこれと同等 以上の教育施設であつて、経済産業大臣が告示 で定める基準に適合するものとして認定を受け たものの電気工学に関する学科において、第七 条第一項各号の科目を修めて卒業した者(当該 科目を修めて同法による大学院を修了した者を 含む。)	電圧五百ボルト以 上の電気工作物の 工事、維持又は運 用	卒業前(同法によ る大学院において は修了前)の一と 年数の二分の一と 卒業後(同法い を 本業後(同法におい を で は修了後)の経 年数との和が一年 以上
	二 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設であつて、経済産業大臣が告示で定める基準に適合するものとして認定を受けたものの電気工学に関する学科において、第七条第一項各号の科目を修めて卒業した者(当該科目を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)	電圧五百ボルト以 上の電気工作物の 工事、維持又は運 用	卒業前(同法によ 同法に期 で専門職大では 事程においる の二分の一とは 同職大学では りの一とよ前期 を を も で も りの と の と の と の と の と の と の と り の と り の と り の と り に り り り に り り り と り と り り と り と り り と り と
	三 学校教育法による高等学校又はこれと同等 以上の教育施設であつて、経済産業大臣が告示 で定める基準に適合するものとして認定を受け たものの電気工学に関する学科において、第七	電圧五百ボルト以 上の電気工作物の 工事、維持又は運 用	卒業前の経験年数 の二分の一と卒業 後の経験年数との 和が三年以上

2 電気主任技術者免状の交付を受けようとする者のうち、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校又はこれらと同等以上の教育施設であつて、経済産業大臣の認定を受けたものの電気工学に関する学科において、第七条第一項第二号から第四号に定める科目の一部を修めないで卒業した者(同法による大学院又は専門職大学の前期課程を修了した者を含む。以下「単位不足者」という。)については、二科目を限度(同項第二号及び第四号又は同項第三号及び第四号に限る。)として同条第一項に規定する一次筆記試験の当該科目の合格をもつて、修めたものとみなす。

(試験の科目)

- 第七条 一次試験の科目は、次のとおりとする。
 - 一 電気理論、電子理論、電気計測及び電子計測に関するもの

条第一項各号の科目を修めて卒業した者

- 二 発電所、蓄電所及び変電所の設計及び運転、送電線路及び配電線路(屋内配線を含む。以下同じ。)の設計及び運用並びに電気材料に関するもの
- 三 電気機器、パワーエレクトロニクス、電動機応用、照明、電熱、電気化学、電気加工、自動制御、メカトロニクス並びに電力システムに関する情報伝送及び処理に関するもの
- 四 電気法規(保安に関するものに限る。)及び電気施設管理に関するもの
- 2 二次試験の科目は、次のとおりとする。
 - 一 発電所、蓄電所及び変電所の設計及び運転、送電線路及び配電線路の設計及び運用並びに電気 施設管理に関するもの
 - 二 電気機器、パワーエレクトロニクス、自動制御及びメカトロニクスに関するもの